（注1）　法第１７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
（注2）　公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、１に満たない端数は、切り捨てるものとする。
事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号（４桁）と細分類業種名を記載する。
（注3）　原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
（注4）　識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
（注5）　法第１７条第３項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の１１月１日前に終了した直近の事業年度から起算して過去６事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比の変化率(単位：%)を記載する。
（注6）　原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
（注7）　申請前年度に係る四事業年度変化率＝(②×③×④×⑤)$^{1/4}$
申請前々年度に係る四事業年度変化率＝(①×②×③×④)$^{1/4}$
四事業年度変化率について、１に満たない端数は、切り捨てるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 届出担当者<br>連絡先 | 担当者名 | |
| | 所属部課 | |
| | 所在地 | （〒　　－　　） |
| | 電話番号 | |
| | Ｅメール | |

----------（以下は経済産業局記載欄）----------

年　　月　　日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第１７条第１項の規定に基づき、認定する（　　年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第１７条第３項２号の規定に基づく割合は（　　／１００）とする。

○事業所全体の電気の使用量のうち申請者が申請事業において使用する電気の使用量の割合：　　％

経済産業大臣

（留意事項）本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

## 第２表　申請事業の電気の使用量

### １．申請事業の日本標準産業分類への該当

| | |
|---|---|
| 申請事業において製造する製品又は提供するサービス（注8） | |
| 当該申請事業の日本標準産業分類への該当（注9） | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日本標準産業分類上の事業の種類 | | 日本標準産業分類上の事業の分類番号 | |

（注8）　申請事業において製造する製品又はサービスの内容を具体的に記載すること。
（注9）　原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び分類番号を記載すること。

### ２．申請事業の電気の使用量（注10）

| 番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 共同受電又はテナント受電（注11）<br>※共同受電に該当する場合は、当該事業所について第４表を作成 | 申請事業の電気の使用量 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | （〒　－　） | □共同受電形態をとる<br>□テナント受電形態をとる<br>□共同又はテナント受電形態をとらない | ①（第３表の⑪を転載）<br>＿＿＿＿＿＿ kWh |
| 2 | | （〒　－　） | □共同受電形態をとる<br>□テナント受電形態をとる<br>□共同又はテナント受電形態をとらない | ②（第３表の⑲を転載）<br>＿＿＿＿＿＿ kWh |
| 3 | | （〒　－　） | □共同受電形態をとる<br>□テナント受電形態をとる<br>□共同又はテナント受電形態をとらない | ③（第３表の㉗を転載）<br>＿＿＿＿＿＿ kWh |
| 合　計 | | | | ④＝①＋②＋③<br>＿＿＿＿＿＿ kWh |

（注10）　申請事業を営む事業所が４つ以上になる場合は、枠の追加を行うこと。
（注11）　共同受電とは事業所を別にする複数の需要家が１つの需給地点を設定して小売電気事業者等と１つの需給契約を締結する受電方式。テナント受電とは事業所を一にする複数の需要家が、１つの需給地点を設定して小売電気事業者等と１つの需給契約を締結する受電方式。